

化学物質審査小委員会の審議状況について

1. POPs条約への対応について

- 第9回POPs条約締約国会議（COP9）において条約上の規制対象に追加された、**ジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質（PFOA等）**の扱いについて、小委員会で審議。
- 2物質について、化審法に基づく**第一種特定化学物質に指定**することが適当であること、また、PFOA等についてエッセンシャルユースの指定、輸入禁止製品等の措置を講ずることが適当とされたところ。
- 第一種特定化学物質の指定及びそれに伴う措置を定める政令改正の公布は本年6月以降、**施行は本年12月**目途で準備を進めている。

2. 平成30年度以降の化学物質審査小委員会の開催状況

- 化学物質審査小委員会は、薬事・食品衛生審議会（厚生労働省）及び化学物質審議会（経済産業省）と合同で、平成30年度は**計10回**、令和元年度はこれまでに**9回**開催。
- **通常新規化学物質**298件、**低生産量新規化学物質**（全国排出10トン/年以下）185件の審議を実施。
- **既存化学物質**については、スクリーニング評価の結果、優先評価化学物質に指定された物質（令和2年2月現在、223物質）について詳細なリスク評価を進めている。平成30年4月～令和2年1月までに、12の優先評価化学物質について、リスク評価及び進捗状況の報告を実施（審議中の物質含む）。

化管法対象物質の見直し等に関する審議状況について

1. 見直しの背景等

- 中環審答申「**今後の化学物質環境対策の在り方について**」（令和元年6月）を受け、昨年12月より、PRTR対象物質等専門委員会と薬事・食品衛生審議会（厚生労働省）及び化学物質審議会（経済産業省）との合同会合で**化管法対象物質の見直し**について審議中。

<対象物質の見直しの方向性（答申概要）>

- 環境での存在に関する判断基準の指標を、**製造輸入量から排出量**に変更
- **環境保全施策上必要な物質**（化審法の優先評価化学物質など）を対象物質として検討
- 有害性の判断基準は、前回見直しの基準を踏まえつつ、**最新の知見**を一層活用
- **生態毒性**の観点での特定第一種指定化学物質（特一）の指定要件を検討

2. 化管法(PRTR、SDS)対象物質の審議状況

- 2回の審議を経て、対象物質数は**664物質程度**（現行は562物質。除外169物質、新規対象271物質程度）。
- 一定の**生態毒性**を有するもので、難分解性かつ高蓄積性のある化学物質を**特一に指定**。
- 今回の見直しでの課題（**化管法用の排出係数の検討等**）については**次回見直しまでに検討予定**。

3. 今後の見通し

- 報告書案の意見募集（パブリックコメント）を実施。
- 年度内に3回目の審議を行い、報告書を取りまとめる予定。

平成30年度化学物質環境実態調査について

1. 実施内容等

- **一般環境中における化学物質の残留状況**を継続的に把握することを目的に、昭和49年度（1974年度）から毎年度実施。2018年度（平成30年度）調査の結果については、化学物質評価専門委員会における審議を経て、昨年12月公表。
- 具体的には、4つの媒体（水質、底質、生物、大気）を対象に、以下の3種の調査を実施；
 - ① **初期環境調査**：環境リスクが懸念される化学物質の一般環境中における存在状況を確認
 - ② **詳細環境調査**：一般環境中における全国的なばく露量を把握
 - ③ **モニタリング調査**：化審法の特定化学物質やPOPs条約対象物質等の一般環境中の残留状況を監視・把握
- 調査結果は、「化学物質と環境」（いわゆる「黒本」）として取りまとめ、省内及び関係省庁や地方公共団体等の化学物質対策関連部署において活用。

2. 平成30年度化学物質環境実態調査の概要

- 調査対象物質（群）数は以下の通り。
 - ① 初期環境調査：19物質（群）… 結果については別添の別表1参照。
 - ② 詳細環境調査：10物質（群）… 結果については別添の別表2参照。
 - ③ モニタリング調査：20物質（群）… いずれの物質（群）も濃度レベルは総じて横ばい又は漸減傾向。
詳細については別添の別表3参照。

化学物質の環境リスク初期評価（第18次取りまとめ）の結果について

1. 実施内容等

- 化学物質による環境汚染を通じた人の健康や生態系への好ましくない影響の発生の未然防止を目的に、相対的に環境リスクが大きいと想定される物質を**抽出（スクリーニング）**するための作業として、平成9年度から、実施。化学物質評価専門委員会における審議を経て、昨年12月、第18次の取りまとめ結果を公表。
- 具体的には、①**人の健康に対するリスク（健康リスク）**と②**生態系に対するリスク（生態リスク）**の観点から、文献情報等を用い、有害性・曝露に関する評価を実施。
- 「■：詳細な評価を行う候補と考えられる」とされた化学物質については、関係部局等に評価結果を提供の上、緊密に連携を図り、各主体における取組（**詳細なリスク評価の実施等**）への活用を要請。

2. 第18次取りまとめ結果

評価の観点	評価対象	評価結果	
		■：詳細な評価を行う候補と考えられる	▲：情報収集に努める必要があると考えられる
健康リスク	13物質 ^注	0物質	4物質
生態リスク	15物質 ^注	1物質 (スルファメトキサゾール)	9物質

注：環境リスク初期評価（健康リスクと生態リスクの双方）12物質、健康リスク初期評価のみ1物質、生態リスク初期評価のみ3物質の評価を実施。（今次までの累計で、環境リスク初期評価286物質、生態リスク初期評価のみ95物質）

子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の進捗について

1. エコチル調査の概要

- 子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにすることを目的とした**10万組親子のコホート調査**。
- 参加者の生体試料（血液や尿など）を採取・保存・分析するとともに、子どもが13歳に達するまでの追跡調査（アンケート）を実施。



2. エコチル調査の進捗状況

- 現参加者率：約95%
- 生体試料数：約450万検体（血液、尿等）
- 論文発表：昨年11月までの一年間に、エコチルのデータを用いた論文44編（累計81編）が学術雑誌に掲載

<主な論文の内容>

- 血中カドミウム濃度の低いグループと比べ、高いグループでは前置胎盤の人が2.1倍多く認められた。
- 喫煙をしている妊婦では、喫煙をしていない妊婦と比較し、妊娠高血圧症候群のリスクが2.9倍高かった。
- 妊娠期の魚介類およびn-3系多価不飽和脂肪酸の摂取は産後6ヶ月での抑うつリスク低下と関連していた。

3. 地域の子育て世代との対話事業

- エコチル調査における研究成果をわかりやすく伝えつつ、**子育て世代が化学物質のリスクと上手に向き合う**ことが可能な機会を広げる取組（対話）を今年度より実施。
- 今年度中に全国各地10か所以上で実施予定。



化学物質管理に係る最近の国際動向について（SAICM・水銀に関する水俣条約）

【国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ】
(SAICM : Strategic Approach to International Chemicals Management)

1. 背景・経緯等

- WSSDで合意された2020年目標「化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成」を目指すための国際的な枠組み。
- 本年10月に開催される第5回化学物質管理会合（ICCM5）において**2020年以降の新たな枠組み（ポストSAICM）**が採択される予定。

2. 最近の状況

- 昨年10月に開催された第3回会期間会合（IP3）において、**ポストSAICMの提言案**について議論。
- いくつかの個別テーマ（指標、ガバナンス、IOC等）についてはワークショップを開催。本年3月の第4回会期間会合（IP4）で引き続き議論される予定。
- また、SAICM国内実施計画（SAICM関係省庁連絡会議）の点検結果を進捗報告書としてSAICM事務局に送付予定。

【水銀に関する水俣条約】

1. 背景

- 人の健康や環境への悪影響が懸念される化学物質の一つである水銀について、ライフサイクル全体で管理することを目的とした国際環境条約。
- 2013年10月に熊本熊本市・水俣市で開催された外交会議において採択され、2017年8月に発効。

2. 最近の状況

- 昨年11月に開催された第3回締約国会議（COP3）において、条約実施に係る詳細ルールや条約事務局の組織体制等の運営に関する事項について、事務レベルで議論。
- 我が国は、会期間の専門家会合に参画し会合文書の作成に寄与するとともに、欧州連合と共同で決議案を提出する等、**国際的なルール作りに積極的に貢献**。また、環境省職員が条約の**実施・遵守委員会委員**に選出。
- 第4回締約国会議（COP4）は2021年にバリ（インドネシア）にて開催予定。

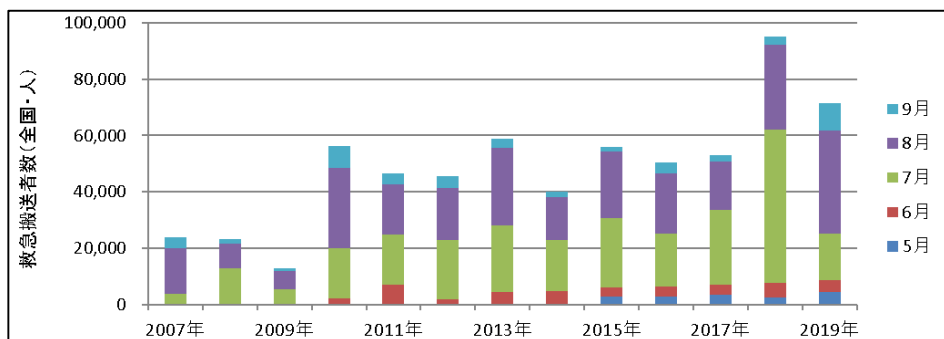
昨夏の熱中症の発生状況と今夏に向けた対策について

1. 背景

- 今後地球温暖化が進行すると、**猛暑のリスク**が一層高まる。気候変動適応法に基づく気候変動適応計画（平成30年11月27日閣議決定）においても、熱中症のリスク対策が盛り込まれている。
- **2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会**に向けた取組の強化も必要。

2. 昨夏の熱中症の発生状況について

- 救急搬送人者数は71,317人と**過去2番目**の多さ。



3. 環境省の取組について

- 環境省では、主に広く**一般国民に対する普及啓発**を中心に取組んでおり、各種普及啓発資料の作成・配布や、熱中症予防の重要な指標である「**暑さ指数（WBGT）**」の測定・提供、イベントの開催等を実施。



4. 今夏に向けた対策について

- オリパラでの熱中症対策としては、熱中症予防の重要な指標である「**暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）**」を**競技会場周辺**で測定・提供する他、訪日外国人等に対する普及啓発の強化、「ガイドライン」としてとりまとめた夏季のイベントにおける熱中症対策に係る知見の関係各所への提供等を実施する予定。
- 令和元年度から開始した「熱中症予防対策ガイダンス策定事業」において、昨夏は9つの実証事業を実施した。令和2年度は、昨夏の結果も踏まえ、高齢者や子供、障害者等の**熱中症のリスクが高い集団**を対象とした**実証事業**を実施する予定。

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線に係る 住民の健康管理・健康不安対策について（1/2）

※各項目の詳細は、資料3-8別添の【ページ】に記載

1. 放射線に係る住民の健康管理

（1）福島県による健康管理の全体像 【P2】： 国は県への財政的・技術的支援を実施

- 財政的支援：福島県が創設した基金に対して、交付金（782億円）を拠出など → 県は基金を財源に県民健康調査を実施
- 技術的支援：県民健康調査に携わる人材育成支援、放射線に係る住民の健康不安対策、調査研究事業など

（2）県民健康調査「甲状腺検査」 【P3～6】

- 子どもたちの甲状腺の状態を把握し、健康を長期に見守ることを目的に実施
- 悪性ないし悪性疑い：237名 手術の結果がん確定：186名（2019.9時点）
- 国内外の公的な専門家会議（※）において、現時点では、**これまでに発見された甲状腺がんは放射線の影響とは考えにくい**という趣旨の評価

（※）福島県「県民健康調査」検討委員会（2016.3, 2019.7）、環境省の専門家会議（2014.12）、UNSCEAR（2017）

（3）県民健康調査「妊産婦に関する調査」 【P7～8】

- 妊産婦のこころやからだの健康状態を把握し、不安の軽減や必要なケアを提供することを目的に実施
- 支援が必要と考えられる場合は、助産師、保健師、医師等が電話による相談対応やメールによる支援等を実施
- 調査の結果、「早産、低出生体重児の割合は、**同時期の全国平均の割合とほぼ同様**である。」「単胎における先天奇形・先天異常の発生率について、**一般的な発生率と比べて高くはない**。」と報告（2020.2）

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線に係る 住民の健康管理・健康不安対策について（2/2）

※各項目の詳細は、資料3-8別添の【ページ】に記載

2. 放射線に係る住民の健康不安対策

（1）放射線に係る健康影響に関するリスクコミュニケーション 【P10】

- 相談員支援センター
- 被ばく線量把握事業
- 正確な情報発信と福島県外でのリスクコミュニケーション



車座集会



相談員合同ワークショップ

（2）相談員支援センターの活動 【P11】

- 車座集会の開催
- 相談員の意見交換を通じて相談員間の連携強化を図るため、相談員合同ワークショップを開催（2019.8, 2019.11）
- 2020年度には、科学的知見や各種測定データが集約されている専門機関等のHPを、相談員が活用できるよう、相談員支援センターHPを全面改訂予定
- 2020年3月に避難指示解除を計画している双葉町役場職員への研修（2019年度：5回実施）
- 近隣の4町（※）の現場職員同士でのリスクコミュニケーションに関するこれまでの取組と今後の取組について、情報共有と意見交換を実施（2020.2）
（※）双葉町、大熊町、富岡町、浪江町

（3）放射線による健康影響等に関する科学情報の発信 【P12】

- 「放射線の健康影響等に関する統一的な基礎資料」の作成、改訂
- 海外・国内外国人向けの情報発信
- ポータルサイトをリニューアルし、テーマ別のまとめ資料の作成、検索機能追加等の拡充（2020.2）



放射線による健康影響等に関するポータルサイト

<http://www.env.go.jp/chemi/rhm/portal/>

「デジタル・ガバメント実行計画」に基づく 公健法の認定患者・遺族死亡時の対応について

1. 背景

- 遺族が行う死亡・相続手続きの負担軽減のため、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定）等に**死亡・相続手続きのワンストップ化**の推進が明記。
- 具体的には、「死亡・相続ワンストップサービス実現に向けた方策の取りまとめ2018」（平成31年4月18日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において、死亡の届出のうち、「他の手続きで登録された死亡情報を参照できるものの、当該届出の省略を認めていない」11の手続き（※ 公健法における死亡届出を含む）について、「**2019年度内**に届出省略の可否や見直しに向けた課題整理を行い、見直しの方針について**結論を得る**」ことに。

2. 公健法における現行の死亡届出等について

- 現行施行規則において、＜認定患者＞及び＜遺族補償費受給者＞に係る**死亡届出義務**（施行規則第10条及び同第26条第2項）を規定。
- 他方、現状でも、住民基本台帳法に基づき、自治体の公健法担当部署は、地方公共団体システム機構（J-LIS）から本人確認情報の提供を受けることが可能。

3. 対応方針とスケジュール

- 各自治体において定期的にJ-LISから本人確認情報を取得することとし、**死亡届出義務は廃止**する方針。
- パブリックコメント等所要の手続きを経て、**来年度中の施行規則改正**を目指す（施行時期は自治体の準備状況等を踏まえて決定）。
- なお、類似の仕組みをもつ**石綿による健康被害の救済に関する法律**についても、同様に死亡届出義務の廃止に向けた検討を進める。